

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 8年 4月16日 から 令和 8年 4月30日 歯科]

令和 8年 4月28日作成 1 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
01-3483-3	ていれぎデンタルクリニック	〒791-1112 松山市南高井町1357番地1		医療DX推進体制整備加算 (医療DX) 第733号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日
01-3571-5	松山中平歯科クリニック	〒790-0011 松山市千舟町四丁目4番地6 共栄興産千舟町ビル7F		小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算 (口管強) 第312号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日
01-3599-6	もりもと歯科クリニック	〒790-0043 松山市保免西2-2-20		医療DX推進体制整備加算 (医療DX) 第734号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日
03-3098-5	ハーブ歯科	〒798-0081 宇和島市中沢町一丁目2-11		初診料(歯科)の注1に掲げる基準 (歯初診) 第798号 算定開始年月日：令和 8年 3月24日 歯科外来診療感染対策加算1 (外感染1) 第853号 算定開始年月日：令和 8年 3月24日 歯科治療時医療管理料 (医管) 第316号 算定開始年月日：令和 8年 3月24日 在宅療養支援歯科診療所2 (歯援診2) 第273号 算定開始年月日：令和 8年 3月24日 在宅患者歯科治療時医療管理料 (在歯管) 第179号 算定開始年月日：令和 8年 3月24日 歯科訪問診療料の注15に規定する基準 (歯訪診) 第642号 算定開始年月日：令和 8年 3月24日 口腔粘膜処置 (口腔粘膜) 第196号 算定開始年月日：令和 8年 3月24日 CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー (歯CAD) 第769号 算定開始年月日：令和 8年 3月24日 レーザー機器加算 (手光機) 第190号 算定開始年月日：令和 8年 3月24日 クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) 第1187号 算定開始年月日：令和 8年 3月24日 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I) (歯外在ベI) 第428号 算定開始年月日：令和 8年 3月24日
06-3040-0	行本歯科医院	〒793-0030 西条市大町1685		医療DX推進体制整備加算 (医療DX) 第735号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日

届出受理医療機関一覧表

処理年月日

[令和 8年 4月16日 から 令和 8年 4月30日 歯科]

令和 8年 4月28日作成 2 頁

医療機関番号	医療機関名称	医療機関所在地	病床数	受理内容
10-3027-9	中山歯科診療所	〒791-3205 伊予市中山町中山丑3 5 2番地1		<p>医療DX推進体制整備加算 (医療DX) 第736号 算定開始年月日：令和 8年 4月 1日</p> <p>初診料 (歯科) の注1に掲げる基準 (歯初診) 第799号 算定開始年月日：令和 8年 4月 1日</p> <p>歯科外来診療医療安全対策加算1 (外安全1) 第818号 算定開始年月日：令和 8年 4月 1日</p> <p>歯科外来診療感染対策加算1 (外感染1) 第854号 算定開始年月日：令和 8年 4月 1日</p> <p>歯科治療時医療管理料 (医管) 第317号 算定開始年月日：令和 8年 4月 1日</p> <p>小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算 (口管強) 第313号 算定開始年月日：令和 8年 4月 1日</p> <p>在宅療養支援歯科診療所1 (歯援診1) 第33号 算定開始年月日：令和 8年 4月 1日</p> <p>在宅患者歯科治療時医療管理料 (在歯管) 第180号 算定開始年月日：令和 8年 4月 1日</p> <p>在宅患者訪問診療料 (I) の注13 (在宅患者訪問診療料 (II) の注6の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算 (在宅DX) 第88号 算定開始年月日：令和 8年 4月 1日</p> <p>有床義歯咀嚼機能検査1の口及び咀嚼能力検査 (咀嚼能力) 第101号 算定開始年月日：令和 8年 4月 1日</p> <p>歯科口腔リハビリテーション料2 (歯リハ2) 第228号 算定開始年月日：令和 8年 4月 1日</p> <p>歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算 (歯技連1) 第288号 算定開始年月日：令和 8年 4月 1日</p> <p>CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー (歯CAD) 第770号 算定開始年月日：令和 8年 4月 1日</p> <p>クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) 第1188号 算定開始年月日：令和 8年 4月 1日</p>
31-3024-2	佐伯孝歯科医院	〒791-0508 西条市丹原町池田1 6 6 1番地7		<p>歯科外来・在宅ベーステップ評価料 (I) (歯外在ベI) 第429号 算定開始年月日：令和 8年 5月 1日</p>